



49-12

請求権問題に関する初期の交渉要領案

一、二、三、

一、最初の段階において、請求権に関する先方の見解を項目別に分類提出せしめ、各項目の正当性について先方の説明を求める。
右に当つては、今後のわが方の全般的解決策のめどを立てる必要もあり、かつ、ずるずるに請求の提起されることを防ぐため、当初から全貌を明かにせしめるようにする。

なお右請求には確実な証拠資料を添付することを要求する。

（右段階においてわが方も請求権に関する見解を項目別に提示し得るよう準備を整えておく。）

二、国際先例上領土分離に当り分離国が各種の請求をなすことが認められてゐるのは、分離国所在の少くとも被分離国系私有財産が尊重されることの裏付けがあるとの立場に立つてゐるのである。韓国側がこの点を度外視して、漫然国際先例にならうと称して各種の請求権を提起してくる場合は、先ず前記立場としてのわが国及びわが国民の在鮮財産を尊重する意思ありや否やを確める。

三、請求権に関する先方見解の各項目、範囲、論拠等が相当合理的

であることが明確になるまでは、各種請求権の個別的交渉に入ることを拒否する。

三、右情況がわが方の主張に副つて展開する見込ある場合は、別紙記載の三つの処理方法のいずれをとるか、その利害得失を政治的、財政的に検討して、わが方の態度を決定し、爾後の討議においては、右決定方法によらしめるように折衝する。

四、前項の三つの方法のいずれを採ることに決するも、わが方の請求権の論拠を明確にするため、ヴェステイニング・デクリー（在韓日本財産の帰属に関する米軍命令）が管理処分以上の効力を有しないという法理論の貫徹を図る。

右は理論としては終始一貫してこれを堅持する。

五、国公有財産の継承範囲、内乱による日本財産の損害に対する韓国側の国家責任等の問題も、前記諸問題と併行して採上げる。

六、叙上の経過で略々妥結を見る見透しがついた場合は、請求の實際的処理に必要な技術的問題（終戦後の事態に基く契約履行不能に関する経過的な措置を含む。）について協定を行う。

七、なお本件問題は南北鮮一体にわたるものとして採上げらるべき

であることを確認する。

右に關し、北鮮關係の日本財産は当然わが方の取り分であることも承認せしめる。

注 朝鮮の在日財産及び対日請求権に比して、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権ははるかに大であるが、朝鮮全般の現実の情況に照らし、これが返還ないし補償を得ることは容易でなく、加うるに、韓国側は、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権は、日本が朝鮮から收奪したもので、本来韓国のものであるという議論に立つ可能性もあつて、早急に見解の一致を見ることは困難であろうと予想される。従つて本件交渉において、あくまで法理論を堅持し長期にわたつて十二分に審議を盡すが、先方の出方によつては、究局において、大局的解決に導く途をも閉ざさないものとする。

請求権処理に関する三つの方法

日韓間の請求権処理に関する交渉において最大の問題となる点は、私有財産権がどのように取扱われるかと言う問題である。これにはその処理される態様に従つて、直接主義、間接主義及び仲介主義の三つの方法が考えられるが、その主たる利害得失は次の通りである。

一、直接主義

韓国独立によつて私有財産権が影響を受けなかったものとの立前をとれば、独立の承認とともに私的権利関係は復活し、その処理は権利者の直接請求にゆだねられる。この場合私有財産権尊重の法理は貫徹され、国家としては国内補償の問題にわずらわされることなく国内政治的には簡単であるが、日本と韓国との経済秩序の差異を考える時、日本側の対鮮請求権はほとんど満足を得ること困難であるに對して、韓国側の請求権はほとんどし執行され、日本側に著しく不利な結果を招くのではないかという虞がある。

二、間接主義

私人間の債権債務について全て国家が肩代りして処理するもので、相殺、相互放棄等の政治的解決に導き得られる便宜はあるが、私有財産権尊重の原則をいかにするかという問題と、これに関連して国内補償をどうするか、また国内にある債権者、債務者間の負担の均衡をいかにして図るかという問題が生ずる。

三、仲介主義

原則的に直接主義に立つもので、その利害得失はこれと同一であるが、私人間の直接請求にまかせずに、両国の共同委員会のごときものを作り、債権者及び債務者間の橋渡しの役割をとめしめるものである。これは共同委員会がどの程度まで権限をもつかによつて間接主義に近い効果をもつ。